

令和二年 第五回（十二月）市議会定例会

（令和二年十一月二十七日開会）

市長説明要旨（本会議）

令和二年第五回十二月大月市議会定例会の開会にあたり、本日、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げます、議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

はじめに、先月発覚しました「公金横領について」であります。

今回の件につきまして、市民の皆様から信頼を失う、このような事態を招いてしまいましたこと、多くの方々にご迷惑をおかけしたことに對しまして、心よりお詫び申し上げます、誠に申し訳ございませんでした。

先月十二日公金の入金遅れが確認され、十七日には福祉課及び保健介護課職員からの報告によりシルバーお出かけパス利用者負担金二百七万五千円及び日本赤十字社会費等四百五十一万二千九十三円の使い込みが発覚しました。速やかな公表及び対応のため、十六日と二十二日の二回にわたり、議会への説明及び記者会見を行い、職員の懲戒につきましては、職員二人を、二十一日に懲戒免職、二十八日には関係する職員五名を管理監督者としての責任から、減給等の懲戒処分を行いました。

さらに、私の責任として、本定例市議会へ給与を減額する条例案を提出しております。

本件にかかるシルバーお出かけパス利用者負担金及び日本赤十字社会費等の前年度までの収入及び支出金額に誤りがないことを確認しております。

しかし、事務処理の管理体制は、担当者任せとなり、行うべき事務のチェック体制が不適切でありました。

このような不祥事が二度と起こらないよう、全職員に公務員としての倫理観の確立と綱紀粛正の徹底、そして、再発防止のため「公金等取扱い適正化計画」を策定し、市役所全体で公金管理体制の強化に努め、市政に対する信頼回復に向けて全力で取り組んでおりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。本当にご迷惑をおかけいたしました。

次に、「新型コロナウイルス感染症について」であります。

七月に再び全国で感染が拡大して以降、小康状態が続いておりましたが、冬に向かうにつれ、全国で感染が拡大する兆しを見せており、県内でも新たな感染者が増加傾向にあり、神奈川県内でのクラスターの影響を受け、東部地域でも感染者の発生が多数報告されておりますが、本市では未だ感染者が発生しておりません。

これは、市民の皆様のご感染防止対策等へのご協力ご努力の賜物であると感謝しておりますが、気を緩めることなく引き続き「身体的距離の確保」「マスクの着用、手洗い、うがいの励行」「密閉、密集、密接を避ける」など、感染防止の徹底と、感染が多く発生している地域へ外出する際には十分な対策をお願い

いたします。

本市における、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用し、三十七の市独自事業を実施してまいりました。

第一弾及び第二弾では、市民や事業所等への支援に重点を置いた事業を実施し、第三弾及び第四弾では、小中学校や施設等の感染拡大防止対策を中心とした事業を行ってきております。

現在の進捗状況であります。が、事業の継続に大きな影響を受けている事業者を支えるため、経済産業省の持続化給付金の給付を受けた市内に本社又は本店を有する法人若しくは個人事業者に対し、十万円を給付する「がんばろう大月持続化応援支援金」につきましては、申請受付は令和三年二月二十六日までとなっております。が、十一月二十五日現在で四百六十四件、四千六百四十万円を給付しております。

また、地域経済を支えている市内事業者が新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の環境整備などに要する費用について、大月市商工会に加入している市内に事業所のある方々などを対象に五万円を給付する「がんばろう大月事業者応援金」につきましては、既に申請受付期間が終了し、六百九十五の事業者などに対し、三千四百七十五万円を給付いたしました。

さらに、子育て世帯の家計の支援と消費喚起による市内飲食店等への支援を目的に実施している「がんばろう大月・子育て応援特別商品券」事業につきましては、十一月二十五日現在で、児童千八百九十八人、九百四十九万円分の商品券を配付しており、四百八十二万七千円分が使用されております。

この使用期限は十二月までとなっております。広報やフェイスブック、子育てアプリなどで期限内の利用を呼び掛けていますが、再度十二月号の広報にて呼び掛ける予定であります。

今後、感染防止策等を講じながら事業者の皆様と連携し、地域活性化に努めてまいりますので市民の皆様にもご協力をお願いいたします。

次に、「グリーンワーケーション事業について」であります。

今なお猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国民の生活様式は大きく変わってきております。

春の緊急事態宣言以降、各企業では在宅勤務、リモートワーク化が進み、都心のオフィス撤退など東京一極集中から地方への分散化の傾向がみられます。

六月から山梨県と協議を続けている「デュアルベースタウン研究会」では十月十四日にテレワークの拠点となりうる市内の遊休施設の視察を行いました。

サテライトオフィスや coworkingスペース、テレワークの拠点となりそうな旧浅利教員宿舎や民間の空き店舗、閉校跡地について現地を確認し、立地や周辺の環境、活用の可能性や改修整備の方針について意見交換を行いました。

また、十月十二日には研究会の「アドバイザー」の皆様とリモート会議を開催し、今後の研究会の進め方や意見をうかがう中で、「将来の大月像などについて」活発なご意見、ご提案をいただいたところであります。

十一月十二日には第四回の研究会が開催され、十月に視察した施設の整備方法、ターゲットの設定などについて議論がされました。

本市といたしましたしては、第一段階としてワーケーションに適した自然豊かな環境で大月駅から徒歩圏内である旧浅利教員宿舎をサテライトオフィスとして整備していく方針いたしました。

桂川に近く、周辺に農地があり、「グリーンワーケーション大月研究会」が目的とする自然豊かで、仕事と余暇を楽しむことができる施設に改修する予定であります。

さらに、屋外でもリモートワークができる共用設備を備え、地域の方とも交流できるような開かれたスペースにしたいと考えております。

引き続き、新しい働き方、暮らし方のニーズに応え、関係人口や移住者の増加につなげていけるよう進めてまいりますので市民の皆様のご協力をお願いいたします。

次に「子育て環境の充実について」であります。

平成三十年二月に策定した「幼稚園・保育所(園)の再編に関する市の方針」に基づき、現在、猿橋駅北口西側には、社会福祉法人多幸福社会による「令和にこにこ園」建設工事が進められ、令和三年四月の開園を目指しているところであります。

さらに、東部地区鳥沢駅周辺においては、鳥沢小学校バス転回所を建設地として、認定こども園事業予定者の公募を、本年十二月から実施する運びとなりました。

この認定こども園は、現在、公立富浜保育所が担っている保育機能を引き継ぐことを前提に、教育と保育を一体的に提供できる施設整備を目指すこととしており、令和五年四月の開園を目標に、子育てしやすい環境づくりとして進めてまいりますので地元の皆様のご協力をお願いいたします。

次に、「ごみ処理広域化について」であります。

山梨県では、ごみ処理の広域化を推進するため、平成三十年三月に新たな「山梨県ごみ処理広域化計画」を策定し、広域的なごみ処理を行うブロック割りを山梨県内の地理的条件等を考慮し、三ブロックに分割し、Aブロックは中巨摩・峡南・峡北地域、Bブロックは富士北麓・東部地域、Cブロックは甲府市、峡東地域とし、県内の八箇所にある焼却施設を各ブロック一施設の三施設に集約することといたしました。

現在の状況ですが、Aブロックは、令和元年十月に建設地を中央市に決定し

ており、Cブロックは、既に、笛吹市で供用を開始しております。

本市の属するBブロックは、平成二十九年より協議を進めてまいりましたが、十月二十九日のごみ処理広域化市町村長会議にて全会一致で西桂町小沼米倉地区に建設地が決定され、十一月九日に富士北麓・東部地区ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書の調印が執り行われました。

本協定書におきましては、令和十四年四月一日までに稼働開始をすることといたしました。現在、各地域で稼働している施設は、老朽化が進んでいることから、各市町村長からは、一日も早い完成を目指すこととされております。

本市におきましても、大月都留ごみ処理場使用期限延長協定書の実施期限が令和十一年十一月末日となっていることから早期完成に向けて協力をしてまいりたいと考えております。

次に、「立地適正化計画の推進について」であります。

まず、大月駅周辺整備のうち、市道大月賑岡線の拡幅事業につきましては、用地測量、補償調査業務を委託し、地権者のご協力をいただきながら、事業を進めているところであります。

また、昨年度完了した道路詳細設計に基づき、都市計画の変更手続きもあわせて進めており、来年度の補助事業化を目指しております。

次に、猿橋駅周辺整備のうち、猿橋駅北側の市街地整備については、本年度、猿橋駅北側整備基本計画作成業務を委託したところであります。

この中で、十月十日には、殿上区の住民を対象に、まちづくり勉強会を開催し、地元住民の皆様からいただいた、まちづくりに対するご意見やご希望を、本基本計画に取り込んでまいりたいと考えております。

また、県道猿橋停車場線の整備をお願いしている山梨県や駅前広場候補地の所有者であるJＲ東日本等、様々な関係機関と協議、調整を行う中で、最適な整備手法を検討してまいりたいと考えておりますので、地元の皆様のご協力をお願いいたします。

続きまして、本日提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今定例会に提出いたします案件は、条例案件が十件、予算案件が八件、その他案件が二件の計二十件であります。

はじめに、「条例案件について」ご説明申し上げます。

議案第四十五号「大月市職員給与条例及び大月市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中改正の件」についてであります。

これは、山梨県人事委員会勧告に伴い、県と同様に期末手当について改定を必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第四十六号「大月市長等の給与の減額に関する条例中改正の件」についてであります。

これは、市職員による公金横領の不祥事に対する管理監督責任をとるため、既に減額している給与の月額から、さらに、十パーセントの削減をするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第四十七号「大月市都市公園条例中改正の件」についてであります。

これは、岩殿山ふれあいの館に設置された白籬史朗写真館の入場料の無料化及び都市公園の維持管理、及び整備について公募設置管理制度等を活用することが出来るよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第四十八号「大月市国民健康保険税条例中改正の件」についてであります。

地方税法施行令の一部を改正する政令の公布により、国民健康保険税の軽減判定所得基準を改正する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第四十九号「大月市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例中改正の件」についてであります。

これは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第五十号「大月市税外収入金の督促及び延滞金徴収に関する条例中改正の件」、議案第五十一号「大月市介護保険条例中改正の件」、議案第五十二号「大月市後期高齢者医療に関する条例中改正の件」及び議案第五十三号「大月市下水道事業受益者負担金等に関する条例中改正の件」についてであります。

これらは、所得税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。次に、議案第五十四号「大月市和光生涯教育図書整備基金条例廃止の件」についてであります。

これは、基金残高が減少したことにより、基金として図書購入が困難となったことから、条例を廃止するものであります。

続きまして、「予算案件について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動による職員給与費の調整や前年度決算の確定に伴う繰越金の追加計上、その他、事業の精査などにより予算編成を行いました。

まず、議案第五十五号「大月市一般会計補正予算（第六号）」の主な補正内容といたしまして、総務費では、ふるさと大月応援寄附金返礼経費、積立金の追加など、民生費では、障害者福祉サービス費などの追加、衛生費では、中央病院運営事業費の減額及び簡易水道特別会計繰出金の追加、農林水産業費では、

農業振興施設維持管理費の追加、商工費では、観光振興協賛事業の追加など、土木費では、大月駅周辺整備事業の減額など、消防費では消防団運営事業維持補修費の追加、教育費では、大月短期大学特別会計繰出金の減額及び閉校跡地管理経費などの追加など、職員給与費の調整とあわせ、歳出補正総額は、五億九千百十六万八千円の増額となっております。

歳入につきましては、前年度繰越金などの追加、国・県支出金、寄附金、繰入金及び市債の追加などにより対応いたしております。

次に、議案第五十六号「大月市大月短期大学特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整と、施設管理事業の追加を行い、歳入につきましては、前年度繰越金の追加及び高等教育無償化の影響により授業料を減額しております。

次に、議案第五十七号「大月市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整と、国民健康保険事業費納付金の追加を行い、歳入につきましては、一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金を減額し、前年度繰越金を追加しております。

次に、議案第五十八号「大月市簡易水道特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整と、市営簡易水道維持管理経費の追加を行い、歳入につきましては、繰入金や前年度繰越金を追加しております。

次に、議案第五十九号「大月市下水道特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整と、流域下水道維持管理事業の減額を行い、歳入につきましては、一般会計繰入金の減額及び前年度繰越金を追加しております。

次に、議案第六十号「大月市介護保険特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整、保険給付費の追加、繰越金の確定に伴う基金積立金の追加を行い、歳入につきましては、国・県支出金、繰入金及び前年度繰越金などを追加しております。

次に、議案第六十一号「大月市介護サービス特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、介護サービス事業費を追加し、歳入につきましては、介護予防サービス計画収入を追加しております。

次に、議案第六十二号「大月市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）」

についてであります。

歳出におきましては、後期高齢者医療連合納付金や前年度精算による一般会計繰出金を追加し、歳入につきましては、前年度繰越金を追加しております。続きまして、その他の案件であります。

議案第六十三号の「大月市総合福祉センター指定管理者指定の件」及び議案第六十四号の「大月市デイサービスセンター指定管理者指定の件」についてであります。

どちらにも、令和三年四月一日から五年間、指定先を社会福祉法人 大月市社会福祉協議会にするものであり、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により議会の議決を求めるところであります。

以上が、本日提出いたしました案件であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。